

平成29年度第2回城陽市障がい者自立支援協議会議事録

●日時：平成29年8月25日（金）午前10時00分開始

●場所：城陽市役所 4階 第2会議室

出席委員 空閑会長、芳川副会長、石原委員、奥村委員、坂本委員、田島委員、永野委員、中村委員、濱村委員、古市委員、本馬委員、宮崎委員、山形委員、山下委員、山代委員

欠席委員 アルデリヤーヌ委員、白井委員、高橋委員、三木委員

事務局 吉村福祉保健部長、角田福祉保健部次長、成田福祉課長、入野障がい福祉係主事、村瀬障がい福祉係嘱託職員、河野専門部会長、岸見専門部会長、長山専門部会長、大蔵専門部会長、竹内専門部会長
要約筆記・林 長子、林 文子

1. 開 会

2. あいさつ

3. 職員等紹介

4. 議事

①第4期城陽市障がい者計画骨子（案）について

事務局より資料1をもとに説明

質疑・応答

委 員：計画の名称について、資料の1ページに「児童福祉法の一部改正」、2ページにも「障害児福祉計画」等資料の様々な箇所に「障がい児」という言葉が使われております、第4期の城陽市障がい者計画骨子について、障がい者に障がい児も含まれると思うが、計画名について「障がい児・者」というように児を含めなくてよいのか。

また、4ページの一番下の「障がい者差別解消地域協議会を設立して、関係機関との連携体制の整備を図りました」の箇所について施策の体系のどこに入っているのか。

事務局：計画のタイトルは、6年計画の理念的なものを体系としてまとめる大きな計画が「障がい者計画」であり、その下に3カ年の具体的な見込み量を見込んでいく計

画として「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」がある。法律では障がい者の中に障がい児を包括的に含むような取り扱いとなっていることから障がい者計画は障がい者、障がい児いずれも含まれると解釈をしています。これまでの計画のタイトルを継承し、「障がい者計画」としているが、みなさんの意見を踏まえる中で、見直しについても検討したい。

地域協議会について、15ページの（5）ノーマライゼーションの推進の一番下、「障がい者差別解消の推進」の中で職員対応要領の研修を実施という具体的な事業や地域協議会の活動などが含まれる。詳しい内容については計画の原案、素案の中で詳しく記載する予定。

委 員：城陽市の総合計画第4期の障がい者の関係について、施策の展開というところで4つの柱があり、その中に「障害者優先調達推進法」が項目として柱立てされている。最も上位である総合計画の中で柱立てをされていることであれば、15ページの施策の体系にも何らかの文言を入れたほうがいいのではないか。

事務局：各関連する計画との整合を図る中で、施策の体系を作成しているが不十分な所もあり、原案策定までにどのようにしていくか、優先調達も含めてどのようななかたちで反映できるかということをもう一度見直していく。

委 員：説明の中に障がい児の福祉計画を新たに作らなければならないという説明がありましたが、城陽市では2ページ（4）の3行目「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」という名称が使われている。この障がいという使い方と障がい児という使い方、それぞれに福祉計画と入っている。これを採用するとなると、概念的に障がいというものの福祉計画と障がい児という個別の児童を対象とした福祉計画となるが、もっとわかりやすくしたほうがよい。国の考え方もあるが、例えば障がいのある方々の福祉計画であれば、それを総括的に表記するという方法もあるのではないか。

事務局：今回の骨子案を示している計画が、仮に障がい福祉計画とされていた場合に、その下に障がい者計画と障がい児計画というような並びであれば、わりとすっと入ってくると思うが、法律や計画の策定要領で示されている一般的な名称が、理念的な計画を「障がい者計画」、それからその下にある見込み量などを具体的に示す数値計画、3カ年計画が障がい福祉計画と障がい児福祉計画という大きなフレームになっている。障がい福祉計画については、第4期の策定をしており、これまでの経過を踏まえると名称を変えることによる混乱も想定されるため、今後、名称の整備を進めるたり、他団体の動向なども踏まえて、考えていく必要がある。

今回については、今までの名称を継承する中で、新たに求められている障がい児福祉計画を併記するということで、できれば対応していきたいと考えている。

委 員：資料の 12 ページに「ノーマライゼーション」とあるが、なかなか地域社会の実現というところができないと思う。

また、4 ページに「障がい者差別解消地域協議会を設立し」とあるが、これほどにできたのでしょうか。

事務局：ノーマライゼーションという言葉は随分昔から使っている。今回、地域福祉計画と障がい者計画を見直すにあたり、それに代わる新しい言葉があるのでないかという議論を内部でした。今回、基本的な目標と理念をほとんど変えていないのは、やはりまだ当初掲げている目標や理念が十分に浸透していないという側面もあると考え、今後も同じ大きな目標と理念に向かって計画を進めていく必要があると考えている。ノーマライゼーションについても、十分に進んでいる状況ではないという認識をもっている。

障がい者差別解消地域協議会については、障がい者自立支援協議会を地域協議会にあてることにしている。この場が地域協議会という側面を持っている。

会 長：こういった計画はどうしても性質上、こうならざるを得ないが、もっと市民の方々にとって身近なものになっていく必要がある。「ノーマライゼーション」や「我が事・丸ごと地域共生社会」とか言われているが、やはり市民の方からすると、遠いところでそれが言われていると。遠いところでこういった計画が作られていると、そんな印象があると思う。言葉の問題にしても、どうしても法律上の言葉を使わざるを得ないが、いずれパブリックコメントも求めていくわけが、コメントを求めるためにはまず読んでもらい、手に取ってもらい、触れてもらわないといけない。それを考えると、私がこれを読んでも漢字が多いなと思う。計画を作つて終わりではなく、計画を実行していくとの責任もこの会議にある。

②各部会からの報告

事務局より資料 2 をもとに説明

委 員：聴覚障がい者の困難事例を映像で作成することは非常に貴重な試みだと思う。

今後、様々な場面で展開し誤解がなくなるようにしていただきたいと思う。

就労部会について、実際にいろいろな企業に向けてアプローチしているということで、8 月 23 日の京都新聞に載っていたが、法律がこの 4 月に改正されたことで、障がい者大量解雇相次ぐというような非常に厳しい中で頑張っていただ

きたい。

5. その他

6. 閉会